

建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」の見直しについて

建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」については、国土交通省における低入札価格調査基準価格の算定式（以下「国の算定式」）に準拠している。

今般、「国の算定式」が見直されたため、国に準拠している県の算定式の見直しを行う。

但し、「最低制限価格」の算定式における直接工事費に乗じる率は、引き続き本県独自の係数とする。

見直し内容

建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」の見直し

※「最低制限価格」とは、この価格を下回ると自動的に失格となる価格で、予定価格が1億円未満の工事に設定
「調査基準価格」とは、契約内容に適合した履行ができるかどうかの調査（低入札調査）をする基準となる価格で、予定価格が1億円以上の工事に設定

【現行の算定式】

「最低制限価格」

直接工事費 × 1.00
共通仮設費 × 0.90
現場管理費 × 0.80
一般管理費 × 0.30 } 合計額 × 1.05

「調査基準価格」

直接工事費 × 0.95
共通仮設費 × 0.90
現場管理費 × 0.80
一般管理費 × 0.30 } 合計額 × 1.05

【見直し後の算定式】

「最低制限価格」

直接工事費 × 1.00
共通仮設費 × 0.90
現場管理費 × 0.80
一般管理費 × 0.55 } 合計額 × 1.05

「調査基準価格」

直接工事費 × 0.95
共通仮設費 × 0.90
現場管理費 × 0.80
一般管理費 × 0.55 } 合計額 × 1.05

【範囲】

予定価格の 7/10 から 9/10

【範囲】

予定価格の 7/10 以上
※ 上限を設けない

適用時期 平成25年6月13日以降公告分の建設工事から適用する。